

## 役員選挙規程

- 第1条 [主旨] 本規程は、日本手話学会会則（以下会則と呼ぶ）第12条に基づき、日本手話学会役員選挙に関わる事項について定める。
- 第2条 [役員選挙] 役員選挙は役員の任期が満了する前年（以下選挙年と呼ぶ）の、選挙管理委員長が定める日現在の一般会員、学生会員、及び名誉会員による直接投票により行われる。
- 2 選挙年以外に役員の欠員補充もしくは追加を行う場合は前項を準用する。
- 第3条 [選挙管理委員会] 役員選挙は選挙管理委員会の下に行われる。ただし、選挙管理委員長は主たる役員選挙管理事務を事務局に委ねることができる。
- ① 選挙管理委員会は選挙管理委員長及び若干名の選挙管理委員を以て構成する。
  - ② 選挙管理委員長は理事会の推薦及び総会の承認を以て選出する。ただし、選挙管理委員長は一般会員に限り、役員候補者を兼ねることはできないものとする。
  - ③ 選挙管理委員長は必要に応じて若干名の選挙管理委員を選任することができる。ただし、選挙管理委員は一般会員、学生会員、名誉会員に限り、役員候補者を兼ねることはできないものとする。なお、選挙委員の名簿は選挙が完了するまでは公開されない。
  - ④ 選挙委員長は選挙年後の最初に行われる理事会および総会において、選挙結果と選挙委員名簿を報告し、承認を受けなければならない。
  - ⑤ 選挙委員長及び選挙管理委員は前項の報告及び承認を以てその任を解かれる。

- 第4条 [候補者推薦] 選挙管理委員長は一般会員、学生会員、及び名誉会員に対して、文書により役員候補者の推薦を求める。
- 2 役員候補者の推薦者を代表する者は別に定める役員候補者推薦書に、役員候補者、推薦者（2名以上5名以下）を記入し、選挙管理委員長に提出しなければならない。
- ① 推薦者は、一般会員、学生会員、及び名誉会員に限る。
  - ② 役員候補者は、一般会員に限る。
  - ③ 役員候補者は、自身の推薦者を兼ねることはできない。
  - ④ 役員候補推薦書には、役員候補者が推薦に同意する旨を明示しなければならない。
- 3 役員候補者推薦書受付期間は、公示後二週間以上、一ヶ月以内で、選挙委員長が定める締め切り日までとする。
- 第5条 [選挙告示] ① 選挙管理委員長は一般会員、学生会員、及び名誉会員に対して、文書により役員候補者への投票を求める。
- ② 投票は定数分の役員候補者に行うものとする。
  - ③ 投票期間は公示後二週間以上、一ヶ月以内で、選挙委員長が定める締め切り日までとする。
- 第6条 役員候補者が定数以下の場合は、無投票当選とする。
- 2 役員候補者が定数を超える場合は、投票を行い、得票順を以て当選とする。
- 第7条 [役職選挙] 役職選挙（会長を含む）は役員選挙当選者の互選を以て行う。ただし、次期役員は主たる役職選挙管理事務を事務局に委ねることができる。
- 2 役職選挙は本規程第6条及び第7条を準用する。

第 8 条 [変更]

本規程の変更は総会の議を経なければならない。

本規程は 2009 年 11 月 1 日より施行する。

本規程は 2010 年 11 月 1 日より改正施行する。

本規程は 2013 年 10 月 26 日より施行する。